平成２５年（フ）第７７５４号
東京都豊島区要町１丁目42―12
破産者　富樫　孝治
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７５７号
東京都練馬区下石神井５―17―15　グリーンコートＴ102、住民票上の住所千葉県流山市加３丁目６－１　弐番館601
破産者　吉村　真一
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７６７号
神奈川県川崎市川崎区小田２―11―15―101
破産者　門田　孝文
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７９３号
神奈川県横浜市緑区十日市場町1258　十日市場ヒルタウン７－１―305
破産者　小森　恵美（旧姓三浦）
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８０４号
東京都江東区東砂２丁目４－８―402
破産者　片岡　佳枝
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８６６号
神奈川県座間市相武台４丁目4748―１　ペアタウン奥津Ａ―202
破産者　島田　祐次
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８７３号
東京都中野区若宮３丁目58―21―102
破産者　岡嶋　國敏
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８８５号
東京都墨田区立花１丁目29―12
破産者　冨永　泰雅
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８９７号
東京都北区志茂３丁目19―２
破産者　澤村　泰寛
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７９０２号
東京都葛飾区新小岩１丁目55―１―201
破産者　市原　紀彦
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７９０７号
東京都八王子市南町３―19
破産者　神山　英利
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７９５１号
東京都荒川区荒川８丁目６－３―303
破産者　末吉　宏一
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７９７１号
千葉県袖ケ浦市横田2621
破産者　宿出　裕一
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７９８４号
千葉県鎌ケ谷市東中沢２丁目20―21―401
破産者　河野　　瞳（旧姓伊藤）
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０２２号
東京都清瀬市松山３丁目６－７　メゾン松山103号
破産者　佐藤　和宏
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０７４号
東京都大田区南蒲田１丁目１―19―206
破産者　菊池ゆかり
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４号
仙台市宮城野区岩切３丁目１番38―107号
破産者　株式会社澤建
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４９６号
埼玉県さいたま市西区大字佐知川1138番地１　ガーデンハウス蔵島201
破産者　有限会社祐伸工業
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６４７号
埼玉県蕨市中央６丁目16番22号
破産者　有限会社バイク・プラザ
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１７１号
千葉県流山市南流山４丁目12番地の７　コーポ南流山Ａ―103
破産者　見上　豊七
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２２１号
千葉県松戸市日暮３丁目10番地の15　サンガーデン八柱Ａ―202号
破産者　見小田裕彰
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２２９号
千葉県柏市柏313番地１　アインズコート柏518号
破産者　小竹　和広
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部